

## 魚津市建設工事等低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、魚津市が発注する建設工事及び建設工事関連業務委託（業務の種類が測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査（環境調査を含む。以下同じ。）及び補償コンサルタントであるものをいう。以下「委託業務」という。）の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項及び同令第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき落札者を決定するために行う調査（以下「低入札価格調査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 低入札価格調査制度の対象となる入札は、設計金額が200万円以上の建設工事及び委託業務の請負（以下「工事等」という。）とする。

(調査基準価格)

第3条 工事等の入札に当たり予定価格設定権者は、予定価格の他に、相手方となるべき者の入札する価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の価格（以下「調査基準価格」という。）を定め、工事請負予定価格書にその価格を記載する。

2 設計金額が200万円以上の建設工事（以下「建設工事」という。）の調査基準価格は、次に掲げる基準により算出した額とする。

(1) 建設工事（建築工事、建築工事に伴う設備工事及び解体工事を除く。）の調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となる次の表の左欄に掲げる額に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）の合計額（千円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、当該合計額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額（千円未満の端数は、切り捨てる。以下「工事上限額」という。）を超える場合は工事上限額を、予定価格に10分の7を乗じて得た額（千円未満の端数は、切り上げる。以下「工事下限額」という。）に満たない場合は工事下限額とする。

直接工事費	100分の95
共通仮設費	100分の90
現場管理費	100分の80
一般管理費	100分の55

(2) 建設工事のうち、建築工事、建築工事に伴う設備工事及び解体工事の調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となる次の表の左欄に掲げる額に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）の合計額（千円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、当該合計額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額（千円未満の端数は、切り捨てる。以下「工事上限額」という。）を超える場合は工事上限額を、予定価格に10分の7を乗じて得た額（千円未満の端数は、切り上げる。以下「工事下限額」という。）に満たない場合は工事下限額とする。

直接工事費	100分の90に100分の95を乗じて得た額
共通仮設費	100分の90
現場管理費	100分の80
一般管理費	100分の55

(3) 前2号の規定にかかわらず、工事の性質上、前2号の規定より難いものについては、契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で適宜の割合を予定価格に乘じて得た額（千円未満の端数は、切り捨てる。）を調査基準価格とする。

3 設計金額が200万円以上の委託業務の調査基準価格は、次に掲げる基準により算出した額とする。

(1) 次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、同表の算出基礎の欄に掲げる予定価格算出の基礎となった額（1円未満の端数は、切り捨てる。）の合計額（千円未満の端数は、切り捨てる。複数の業種区分を一括して発注する場合には、各業種区分についてそれぞれ算出した額の合計額）とする。ただし、当該合計額が、予定価格に10分の8（地質調査業務にあつては10分の8.5）を乗じて得た額（千円未満の端数は、切り捨てる。以下「委託業務上限額」という。）を超える場合は委託業務上限額を、予定価格に10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）を乗じて得た額（千円未満の端数は、切り上げる。以下「委託業務下限額」という。）に満たない場合は委託業務下限額とする。

業種区分	算出基礎
測量業務	直接測量費の額 測量調査費の額 諸経費の額に10分の4を乗じて得た額
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額 特別経費の額 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額 直接経費の額 その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額 間接調査費の額 解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額 諸経費の額に10分の4を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額 直接経費の額 その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

(2) 前号の規定にかかわらず、業務の性質上、前号の規定により難しいものについては、契約ごとに10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）から10分の8（地質調査業務にあつては10分の8.5）までの範囲内で適宜の割合を予定価格に乗じて得た額（千円未満の端数は、切り捨てる。）を調査基準価格とする。

（入札参加者への周知）

第4条 工事及び業務委託の指名通知書又は入札公告に、調査基準価格を設けたことを明記する。

（落札者の決定の保留）

第5条 入札執行者は、開札の結果、調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者（以下「調査対象者」という。）がある場合は、入札参加者全員に対し、落札者の決定を保留する旨を通知する。

（調査の実施）

第6条 調査対象者がある場合は、調査対象者のうち最低価格入札者が落札者とされた場合において、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、第3項に定める項目について、最低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により調査を行ない、その結果及び意見を記載した低入札価格調査書（工事は様式第1号の1、委託業務は様式第1号の2）を作成し、契約担当課長に提出するものとする。この場合において、同価の入札をした最低価格入札者が2者以上あるときは、これらの者にくじを引かせて調査の対象者を決定するものとする。

2 前項の調査は、当該工事等の事業主管課長及び事業主管課長が指名した調査担当者が行うものとし、契約担当課長は、調査にあたって必要と認めるときは、調査補助者を指名できるものとする。

3 調査は次に掲げる項目により行う。

（1） 工事

ア 当該価格により入札した理由（当該入札価格に対応する内訳書を徴する。）

イ 当該工事の施工場所付近における手持ち工事の状況

ウ 当該工事に関連する手持ち工事の状況

エ 当該工事の施工場所と入札者の事業所、資材機材保管場所等との関連（地理的条件）

- オ 手持ち資材の状況
- カ 資材の購入先及び購入先と入札者との関係
- キ 手持ち機械及び設備の状況
- ク 労務者の具体的な供給の見通し
- ケ 第1次下請契約予定者名及びその契約予定金額
- コ 配置予定の技術者（必要に応じ施工体制台帳案及び施工体系図案を提出させる。）
- サ 建設資材の分別解体及び搬出についての計画
- シ 過去に施工した公共工事名及び発注者
- ス シのうち魚津市が発注した工事についての工事成績
- セ 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会による。）
- ソ 信用状況（建設業法違反の有無、賃金支払の状況、下請代金の支払状況等）
- タ その他調査担当が必要と認める事項

(2) 委託業務

- ア 当該価格により入札した理由（当該入札価格に対応する内訳書を徴する。）
- イ 現在の手持ち業務の状況
- ウ 技術計算等専門業に外注する場合の状況又は当該業務の作業計画書
- エ 従事する技術者の状況
- オ 過去に受託した公共事業に係る業務委託状況
- カ 経営状況等
- キ その他調査担当が必要と認める事項

（請負工事執行適正化委員会の審査及び落札者の決定）

第7条 契約担当課長は、低入札価格調査書を受理したときは、魚津市請負工事執行適正化委員会規程（平成9年魚津市訓令第4号）に規定する魚津市請負工事執行適正化委員会（以下「委員会」という。）において内容の審査を求めるものとする。

- 2 前項の審査の結果、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、最低価格入札者を落札者とする。
- 3 第1項の審査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、最低価格入札者の次に低い価格を持って入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。ただし、次順位者が調査対象者である場合には、前条並びに第1項及び第2項による手続（次項において、「落札者決定手続」という。）を経て、落札者とするかどうかを決定するものとする。
- 4 前項の規定による落札者決定手続を経た結果、次順位者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、次順位者の次に低い価格をもって入札した者（調査対象者に限る。）から順に、落札者決定手続を経て、落札者を決定するものとする。
- 5 第1項における委員会の審査結果は、様式第2号により契約担当課長に通知する。

（入札参加者への通知）

第8条 契約担当課長は、前条の規定により落札者を決定したときは、入札参加者に対し、落札者の称号又は名称及び落札金額を通知するものとする。

（調査基準価格等の公表）

第9条 調査基準価格は、落札者の決定後、入札調書により公表する。

- 2 契約担当課長は、第7条第3項及び第7条第4項の規定により最低価格入札者を落札者としなかったときは、様式第3号により審査結果の概要を公表する。

（監督体制の強化）

第10条 工事等の事業主管課長は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者が落札者となった場合には、次の措置を講じるものとする。

(1) 工事

- ア 施工体制台帳の提出及び必要に応じその内容について事情聴取を行う。
- イ 施工にあたっては監督業務及び検査業務を強化する。

(2) 工事に関する委託業務

- ア 業務体制を確認できる書類の提出及び必要に応じその内容について事情聴取を行う。
- イ 業務計画を確認できる書類の提出及び必要に応じその内容について事情聴取を行う。
- ウ 業務実施にあたっては監督業務及び検査業務を強化する。

附 則（平成23年魚津市告示第23号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日前に入札公告又は指名通知がなされた入札については、なお従前の例による。  
(魚津市低入札価格調査制度実施要領の廃止)
- 3 魚津市低入札価格調査制度実施要領（平成15年財第185号）は廃止する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。